

1 2 1 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書

【健康福祉局総務部危機管理担当】

(趣旨)

第1条 本覚書は、「2 1 大都市災害時相互応援に関する協定」(以下「応援協定」という。)及び「2 1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」(以下「実施細目」という。)において民生主管部局が担当する災害救助業務について、迅速かつ円滑な援助協力を行えるよう「応援協定」及び「実施細目」を補完するために必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当課)

第2条 各都市は、災害が発生し、被災都市が独自では十分な応急措置が実施できない場合、この覚書の実施に必要な情報の相互交換のため、あらかじめ連絡担当課を定め、常に次に掲げる事項を相互に確認しておくものとする。

- (1) 連絡担当課名
- (2) 連絡担当責任者の職氏名
- (3) 連絡担当責任補助者の職氏名
- (4) 電話番号その他連絡に必要な事項

(応援の種類)

第3条 被災都市の民生主管部局が担当する災害救助業務の円滑な遂行のための応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 人的応援
応援を要する業務に対応した資格や経験・能力等を有する職員の派遣
- (2) 物的応援
必要な物資・機器材の提供
- (3) 施設の応援
高齢者や障害者等で施設への入所又は通所を必要とする者の受入れ等

2 前項の応援は、各都市民生主管部局の所管業務の範囲内で行うものとする。

(人的応援)

第4条 前条第1項第1号にいう人的応援の対象となる業務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護関係業務
- (2) 児童福祉関係業務
- (3) 障害者福祉関係業務
- (4) 高齢者福祉関係業務
- (5) その他災害救助に必要な業務

2 被災都市は、人的応援を要請しようとするときは、その都度次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 応援業務の内容
- (2) 必要とする職種、資格、能力等
- (3) 応援を必要とする人員
- (4) 応援業務に従事する場所及びその経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 連絡先、その他人的応援に必要な事項

(物的応援)

第5条 第3条第1項第2号にいう物的応援の対象となる物資・機器材は、次のとおりとする。

- (1) 食糧
 - (2) 被服・寝具その他の生活必需品
 - (3) 要援護者用福祉用具
 - (4) その他災害救助業務に必要な用具
- 2 被災都市は、物的応援を要請しようとするときは、その都度次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。
- (1) 必要とする物資・機器材の種類、品名及び数量
 - (2) 搬入場所及びその経路
 - (3) 連絡先、その他物的応援に必要な事項

(施設の応援)

第6条 第3条第1項第3号にいう施設の応援の対象となる施設は次のとおりとする。

- (1) 生活保護施設
 - (2) 児童福祉施設
 - (3) 障害者福祉施設
 - (4) 高齢者福祉施設
 - (5) その他要援護者の救援に必要な社会福祉施設
- 2 被災都市は、施設の応援を要請しようとするときは、その都度次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。
- (1) 応援を必要とする施設の種別及び種別ごとに応援を必要とする要援護者数
 - (2) 要援護者個々人の援護を必要とする概要
 - (3) 連絡先、その他施設の応援に必要な事項

(応援要請の方法)

第7条 本覚書に基づく応援を要請しようとする都市は、第2条に定める連絡担当課を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請するとともに、後日速やかに文書を送付するものとする。

(応援の実施)

第8条 応援を要請された都市は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

- 2 被災都市を除く都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。
- 4 自主出動した都市は、応援に必要な情報を収集し、その情報を被災都市に提供する。
また、応援活動に当たっては、自律的活動に努めるものとする。
- 5 前4項により、被災都市の応援を実施する都市（以下「応援都市」という。）は、応援内容及び応援に必要な情報を次条に定める幹事都市へ連絡するものとする。

(幹事都市及び副幹事都市)

第9条 幹事都市は、この覚書の円滑な運用に資するため、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 応援要請に関する情報連絡又は情報の周知
- (2) 各都市の連絡担当課の周知
- (3) 各都市の地域防災計画、社会福祉施設の一覧及び地図、その他参考資料の相互交換の促進

- (4) 第 14 条の規定により各都市が協議する必要が生じた場合における会議の開催又は文書による調整
 - (5) その他被災都市から特に要請のあった業務
- 2 幹事都市は、別表 1 に掲げる輪番により 1 会計年度の間これに当たるものとする。
 - 3 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその業務を処理することが困難であるときは、当該業務を代行する。
 - 4 前項の規定にかかわらず、災害の発生による通信の途絶等により、被災都市と連絡が不可能となった場合、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災都市が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、次条に定める近隣都市は、第 1 項第 1 号及び第 5 号の業務を代行することができる。
 - 5 前 4 項により難しい場合は、大都市が協議して定めるものとする。

(近隣都市)

- 第 10 条 近隣都市は、前条第 4 項の規定により代行する業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 災害の発生後、被災都市の状況把握に努めるものとする。
この場合において、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れないときは、必要に応じて国、都道府県その他関係機関と調整のうえ、直ちに現地に出動できるものとする。
 - (2) 前号後段の規定により現地に出動した近隣都市は、被害状況や交通状況の早期把握に努めるものとする。
- 2 近隣都市は、別表 2 に掲げる都市とする。
 - 3 近隣都市は、前条第 4 項又は第 1 項各号に掲げる業務を行うときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。
 - 4 近隣都市は、幹事都市に協力し、この覚書の効果的運用に努めるものとする。

(一般的な経費負担)

- 第 11 条 この覚書に基づく応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）の負担とする。
- 2 第 8 条第 2 項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市とが協議して定める。
 - 3 応援要請都市が第 1 項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

- 第 12 条 前条の規定にかかわらず、第 4 条の人的応援に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。
- (1) 応援要請都市が負担する経費の額は、応援都市が定める規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
 - (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。
ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
 - (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。
 - (4) 前 3 号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。
- 2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

- 3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
- 4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費負担等)

第 13 条 応援都市は、第 11 条第 3 項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費を応援要請都市に請求するものとする。

- 2 応援都市は、市長（都知事）名による請求書に關係書類を添付し、連絡担当課を経由して応援要請都市の長に前項の請求を行うものとする。
- 3 前 2 項の規定により難いときは、応援要請都市と応援都市が協議して経費負担等を定めるものとする。

(その他)

第 14 条 この覚書の実施に関し必要な事項及びこの覚書に定めのない事項については、大都市が協議して定める。

附 則

- 1 この覚書は、平成 24 年 4 月 1 日から効力を生ずる。

札幌市保健福祉局長	加藤 敏彦
仙台市健康福祉局長	高橋 宮人
さいたま市保健福祉局長	大塔 幸重
千葉県保健福祉局長	生田 直樹
東京都福祉保健局長	川澄 俊文
川崎市健康福祉局長	木村 実
横浜市健康福祉局長	岡田 輝彦
相模原市健康福祉局長	篠崎 正義
新潟市福祉部長	鈴木 亨
静岡市保健福祉子ども局長	小野田 清
浜松市健康福祉部長	杉山 浩之
名古屋市健康福祉局長	長谷川 弘之
京都市保健福祉局長	高木 博司
大阪市福祉局長	山田 俊平
堺市健康福祉局長	早川 泰史
神戸市保健福祉局長	雪村 新之助
岡山市保健福祉局長	岸 堅士
広島市健康福祉局長	糸山 隆
北九州市保健福祉局長	垣迫 裕俊
福岡市保健福祉局長	中島 淳一郎
熊本市健康福祉子ども局長	續 幸弘

別表1（第9条関係）省略

別表2（第10条関係）川崎市抜粋

被災都市	近隣都市の順		
	第1順位	第2順位	第3順位
千葉市	東京都	川崎市	横浜市
東京都	川崎市	さいたま市	千葉市
川崎市	横浜市	東京都	相模原市
横浜市	川崎市	東京都	相模原市
相模原市	横浜市	川崎市	東京都
静岡市	相模原市	横浜市	川崎市

注 第1順位の大都市も被災し、近隣都市としての業務に支障が生じた場合には、第2順位の大都市が近隣都市の業務を行う。以下同じ。
 なお、上記により難しい場合は、幹事都市が指定する都市を近隣都市とする。

2 2 1 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書

【健康福祉局総務部危機管理担当】

大地震等大規模災害発生時における大都市相互の実効ある衛生主管局所管業務の応援活動を確保するため、「2 1 大都市災害時相互応援に関する協定」及び「2 1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」を補完する事項を次のとおり確認する。

1 災害発生における「幹事都市」

当確認書の円滑な運用に資するため「幹事都市」を定める。

(1) 幹事都市

別表 1 に掲げる輪番により、1 年度の間その任に当たる。なお、当該市が被災した場合は、次順の都市がその任に当たる。

(2) 幹事都市の職務

- ア 被災都市又は要請を待たずに必要な応援を行った都市又は情報の収集等を行う被災都市の近隣の都市（以下「近隣都市」という。）と他の都市との情報連絡又は情報の周知
- イ 連絡担当部課等の周知
- ウ 各都市との協議の必要が生じた場合における会議又は文書による調整
- エ その他被災都市から要請のあった用務

2 近隣都市

「幹事都市」と協力し、円滑な応援活動を確保するため「近隣都市」を定める。

(1) 近隣都市

被災した都市に対応し、別表 2 のとおりとする。

(2) 近隣都市の職務

- ア 被災都市の状況把握と幹事都市への連絡
- イ 幹事都市との協力による各都市との連絡調整

3 応援活動の自動発動

被災都市との情報通信手段が途絶した場合、幹事都市は近隣都市と協議を行い、必要に応じて、被災都市からの要請を待つことなく、応援活動を開始できるものとする。

4 連絡担当部課等

相互の連絡体制を確保するため、毎年春の会議において、各都市の連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任補助者の名簿をとりまとめ、各都市が情報を共有する。

なお、人事異動等により連絡担当部課等に変更が生じた場合は、当該都市は速やかに各都市に連絡するものとする。

5 応援出動にあたっての基本的体制

被災都市への応援活動を行うにあたっては、自己完結型による出動を基本とする。

附 則

- 1 この確認書は、平成 2 4 年 4 月 1 日から効力を生ずる。

札幌市保健福祉局長	加藤 敏彦
仙台市健康福祉局長	高橋 宮人
さいたま市保健福祉局長	大塔 幸重
千葉県保健福祉局長	生田 直樹
東京都福祉保健局長	川澄 俊文
川崎市健康福祉局長	木村 実
横浜市健康福祉局長	岡田 輝彦
相模原市健康福祉局長	篠崎 正義
新潟市保健衛生部長	野本 信雄
静岡市保健福祉子ども局長	小野田 清
浜松市健康福祉部長	杉山 浩之
名古屋市健康福祉局長	長谷川 弘之
京都市保健衛生担当局長	加藤 祐一
大阪市健康局長	林 明
堺市健康福祉局長	早川 泰史
神戸市保健福祉局長	雪村 新之助
岡山市保健福祉局長	岸 堅士
広島市健康福祉局長	糸山 隆
北九州市保健福祉局長	垣迫 裕俊
福岡市保健福祉局長	中島 淳一郎
熊本市健康福祉子ども局長	續 幸弘

(別表1) 省略

(別表2)

被災都市	近隣都市の順		
	第1順位	第2順位	第3順位
千葉市	東京都	川崎市	横浜市
東京都	川崎市	さいたま市	千葉市
川崎市	横浜市	東京都	相模原市
横浜市	川崎市	東京都	相模原市
相模原市	横浜市	川崎市	東京都
静岡市	相模原市	横浜市	川崎市

(注) 第1順位の都市も被災し、近隣都市としての業務に支障が生じた場合には、第2順位の都市が近隣都市の業務を行う。以下同じ。
なお、上記により難しい場合は、幹事都市が指定する都市を近隣都市とする。

3-(1) 川崎市と川崎市医師会との災害時における医療救護に関する協定

【健康福祉局保健医療政策部災害医療対策担当】

川崎市（以下「甲」という。）と社団法人川崎市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川崎市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護（以下「医療救護」という。）を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の要請及び派遣）

第2条 甲は、医療救護を行う必要が生じたときは、医師等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を乙に対して要請するものとする。

2 前項における要請の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣を要する職種及び人員
- (4) 派遣場所
- (5) その他必要な事項

3 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに医療救護班を派遣するものとする。

4 医療救護班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、医療救護を実施するために、災害時医療救護計画を策定し、この協定締結後、速やかにこれを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害時医療救護計画を策定するに当たっては、甲との密接な連携のもとに行うものとする。

（医療救護班に対する指揮命令）

第4条 乙が派遣する医療救護班に対する指揮命令は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する医療救護所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 応急医療
- (2) トリアージ
- (3) 患者搬送指示
- (4) 薬剤又は治療材料の支給
- (5) 助産
- (6) 死亡の確認
- (7) 死体の検案

(医薬品等の供給)

第6条 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料、診断器具及びその他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合は乙の備蓄または携行する医薬品等を使用できるものとする。

(報告)

第7条 医療救護活動を実施した場合、乙は、医療救護に関する業務の実績を甲に報告するものとする。

(費用の弁償等)

第8条 甲は、この協定に基づく医療救護活動に乙が要した費用を弁償するものとする。

2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 医療救護班の派遣に要する人件費及び諸経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合のその費用
- (3) 医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷の修復に係る経費
- (4) 医療救護活動に従事した者が、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

(医事紛争)

第9条 医療救護の実施により、医療救護班と傷病者との間に医事紛争が生じた場合、乙は、速やかに甲に報告するものとする。

(防災訓練への協力)

第10条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議して別に実施細目を定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月17日

甲 川 崎 市
川崎市長 高 橋 清

乙 社団法人 川崎市医師会
会 長 栗 山 覚

3-(2) 川崎市と川崎市医師会との災害時における医療救護に関する協定実施細目

【健康福祉局保健医療政策部災害医療対策担当】

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における医療救護に関する協定（以下「協定」という。） 第11条の規定により、協定の実施に関し必要な事項を定める。

(医療救護班の派遣要請)

第2条 協定第2条の規定による要請は、原則として文書をもって行うこととする。ただし、災害状況により緊急を要すると判断した場合は、口頭をもって行うことができるものとする。

(緊急要請)

第3条 区本部長は、災害状況により緊急を要すると判断し、災害対策本部長と協議するいとまがない場合、川崎市医師会長又は区医師会長に対して直接、医療救護班の派遣を要請することができるものとする。

(緊急派遣)

第4条 乙は、災害状況により緊急を要すると判断した場合は、協定第2条の規定による甲からの要請を待たずに医療救護班を派遣することができるものとする。

2 前項の規定により医療救護班を派遣させた場合、乙は速やかに甲へ連絡するものとする。

3 第1項の規定による派遣後の指揮命令系統は、協定第4条の規定によるものとする。

(医療救護活動の報告及び費用弁償等の請求)

第5条 協定第7条及び第8条の規定による報告・費用弁償等の請求については、医療救護活動の終了後速やかに、乙が一括して次により甲に提出・請求するものとする。

(1) 医療救護に関する業務の実績報告として、医療救護活動報告書（第1号様式）及び医療救護診療記録（第2号様式）を提出するものとする。

(2) 医療救護班に係る費用弁償は、費用弁償請求書（第3号様式）に医療救護班員名簿（第4号様式）を添付して請求するものとする。

(3) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償は、医薬品等使用報告書（第5号様式）を費用弁償請求書に添付して請求するものとする。

(4) 医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷の修復に係る実費弁償は、物件損傷等報告書（第6号様式）を費用弁償請求書に添付して請求するものとする。

(5) 医療救護班の従事者が医療救護活動により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、速やかに事故報告書（第7号様式）により報告するものとする。

(費用弁償等の程度)

第6条 協定第8条第2項第1号及び第2号の規定による費用弁償の額は、神奈川県災害救助法施行細目（昭和34年12月15日神奈川県規則第90号）第11条に基づき算出するものとする。

2 協定第8条第2項第3号の規定による費用弁償の額は、実費とする。

3 協定第8条第2項第4号の規定による扶助費の額は、災害救助法（昭和22年法律第18号）の規定に基づき算出するものとする。

(費用弁償等の支払い)

第7条 甲は、前条の規定により請求された費用弁償請求書等の内容を調査し適当と認めた時は、速やかに乙に支払うものとする。

(医事紛争解決への措置)

第8条 甲は、協定第9条の規定により乙から維持紛争の発生について連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講ずるものとする。

(協議)

第9条 この細目に定めのない事項又はこの細目に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成8年10月17日から実施する。

4 川崎市と川崎市歯科医師会との災害時における医療救護に関する協定

【健康福祉局保健医療政策部災害医療対策担当】

川崎市（以下「甲」という。）と社団法人川崎市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川崎市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の要請及び派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を行う必要が生じたときは、医療救護班の派遣を乙に対して要請するものとする。

2 前項における要請の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣人員
- (4) 派遣場所
- (5) その他必要な事項

3 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに医療救護班を派遣するものとする。

4 医療救護班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する医療救護所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
 - (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
 - (3) 転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- （費用の弁償等）

第4条 甲は、この協定に基づく医療救護活動に乙が要した費用を弁償するものとする。

2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 医療救護班の派遣に要する人件費及び諸経費
 - (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合のその費用
 - (3) 医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷の修復に係る経費
 - (4) 医療救護活動に従事した者が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費
- （防災訓練への協力）

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（医療救護活動計画の策定及び提出）

第6条 乙は、医療救護活動を実施するために、災害時救護活動計画を策定し、この協定締結後、速やかにこれを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害時救護活動計画を策定するに当たっては、甲との密接な連携のもとに行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し・甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月17日

甲 川崎市
川崎市長 高橋 清
乙 社団法人 川崎市歯科医師会
会長 窪田 敏昭

5 川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医療救護に関する協定

【健康福祉局保健医療政策部災害医療対策担当】

川崎市（以下「甲」という。）と社団法人川崎市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川崎市地域防災計画に基づき甲が行う救護活動（以下「救護活動」という。）を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の要請及び派遣）

第2条 甲は、救護活動を行う必要が生じた場合は、薬剤師で編成する薬剤師班（以下「薬剤師班」という。）の派遣を乙に対して要請するものとする。

2 前項における要請の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）災害発生の日時及び場所
- （2）災害の原因及び状況
- （3）派遣人員
- （4）派遣場所
- （5）その他必要な事項

3 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに薬剤師班を派遣するものとする。

4 薬剤師班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（薬剤師班の業務）

第3条 乙が派遣する薬剤師班は、甲が設置する医療救護所において救護活動を行うものとする。

2 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- （1）医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- （2）医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理
（費用の弁償等）

第4条 甲は、この協定に基づく救護活動に乙が要した費用を弁償するものとする。

2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものをいう。

- （1）薬剤師班の派遣に要する人件費及び諸経費
- （2）薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合のその費用
- （3）救護活動に従事した者が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費
（防災訓練への協力）

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（救護活動計画の策定及び提出）

第6条 乙は、救護活動を実施するために、災害時救護活動計画を策定し、この協定締結後、速やかにこれを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害時医療救護活動計画を策定するに当たっては、甲との密接な連携のもとに行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し・甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月17日

甲 川崎市
川崎市長 高橋 清
乙 社団法人 川崎市薬剤師会
会長 一ノ瀬 志郎

6 川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医薬品等の供給に関する協定

【健康福祉局保健医療政策部災害医療対策担当】

川崎市（以下「甲」という。）と社団法人川崎市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川崎市防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に係る医薬品等の確保に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し保有する医薬品等の供給を要請するものとする。

（緊急要請）

第3条 前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡を取れない場合は、甲は、直接乙の加入組合に対し協力を要請することができる。

（要請事項の措置等）

第4条 乙は、第2条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

（医薬品等の範囲）

第5条 供給する医薬品等の範囲は、次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

（1）医薬品

（2）衛生材料

（3）その他甲が指定するもの

（医薬品等の取引）

第6条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目及び数量を確認の上、これを引き取るものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、この協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し・甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月17日

甲 川崎市

川崎市長 高橋 清

乙 社団法人 川崎市薬剤師会

会長 一ノ瀬 志郎

7 川崎市と市内医薬品卸会社との「災害時における医薬品の供給協力に関する協定」（東邦薬品、アルフレッサ、メディセオ、スズケン）

【健康福祉局保健医療政策部災害医療対策担当】

川崎市（以下「市」という。）と、株式会社〇〇〇〇（以下「〇〇〇〇」という。）との間に、市内における地震、風水害、その他による災害（以下「災害」という。）の発生に際し医薬品等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（市の要請）

第1条 市は、災害時における医薬品等の確保を図るため、必要があると認めたときは、〇〇〇〇に対し、〇〇〇〇が保有する医薬品等の供給を要請するものとする。

なお、市は当該災害発生時において、〇〇〇〇に対する医薬品等の供給の要請が、神奈川県と重複しないよう、事前に調整を行うものとする。

（要請事項に対する措置）

第2条 〇〇〇〇は、前条の規定により市から要請を受けたときは、要請事項に対して速やかに措置を執るとともに、その措置事項を市に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第3条 〇〇〇〇が市に供給する医薬品等の範囲は次のとおりとし、〇〇〇〇において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) その他市が指定する物

（供給要請の方法）

第4条 医薬品等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合には電話等によることができるものとする。

（医薬品等の運搬）

第5条 〇〇〇〇が市に供給する医薬品等は、市の指定する場所に〇〇〇〇が運搬することを原則とする。

なお、必要に応じて、〇〇〇〇は市に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（費用負担）

第6条 〇〇〇〇が供給した医療品等の代金及び運搬等に係る費用は市が負担するものとし、市は請求書受理後、遅滞なくその支払いを行うものとする。

（医薬品等の価格）

第7条 前条の規定により市が負担する医薬品等の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（協議事項）

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方が誠意ある協議を行うものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、本協定締結の日からその効力を生ずるものとし、市、〇〇〇〇いずれかの申出がない場合は期限を定めず継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、市、〇〇〇〇双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年 3月21日

川崎市川崎区宮本町1
川崎市
川崎市長 阿部 孝夫

事業者住所
事業者名
代表者名

締結先一覧 (順不同)

締 結 先	代 表 者	住 所
東邦薬品株式会社	代表取締役社長 河野 博行	東京都世田谷区 代沢5-2-1
アルフレッサ株式会社	代表取締役社長 鹿目 広行	東京都千代田区 神田美土代町7番地
株式会社メディセオ	代表取締役社長 長福 恭弘	東京都中央区 八重洲二丁目7番15号
株式会社スズケン	代表取締役社長 太田 裕史	愛知県名古屋市 東区東片端町8番地

8 川崎市と川崎市看護協会との災害時における救護活動に関する協定

【健康福祉局保健医療政策部災害医療対策担当】

川崎市（以下「甲」という。）と社団法人川崎市看護協会（以下「乙」という。）は、災害時における救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川崎市地域防災計画に基づき甲が行う救護活動（以下「救護活動」という。）を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

- （1）傷病者及びその家族に対する救急看護の提供
- （2）その他、医療救護所の医師の指示による医療救護に必要な業務

（費用の弁償等）

第3条 甲は、この協定に基づく救護活動に乙が要した費用を弁償するものとする。

2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものをいう。

- （1）救護活動の派遣に要する人件費及び諸経費
- （2）救護活動に従事した者が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

（防災訓練への協力）

第4条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し・甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月17日

甲 川崎市
川崎市長 高橋 清

乙 社団法人 川崎市看護協会
会長 杉浦 芳子

9 川崎市と川崎市病院協会との災害時における医療活動に関する協定

【健康福祉局保健医療政策部災害医療対策担当】

川崎市（以下「甲」という。）と社団法人川崎市病院協会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川崎市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動の要請）

第2条 甲は、被災傷病者の治療・処置及び入院を含む受入れ等の医療救護活動を乙に対して要請するものとする。

2 前項における要請の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 乙に属する医療機関（以下「各病院」という。）に対する連絡及びおよその傷病者数
- (4) その他必要な事項

3 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに災害時優先緊急連絡網を使い各病院に連絡するものとする。

4 被災傷病者の搬送は、原則として甲が行うものとするが転院・転送等を行える病院は協力する。

（医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、医療救護活動を実施するために、災害時医療救護計画を策定し、この協定締結後、速やかにこれを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害時医療救護計画を策定するに当たっては、甲との密接な連携のもとに行うものとする。

（医療救護活動の業務）

第4条 乙は各病院において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護活動の業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 傷病者の受入れ及び搬送・転送等
- (2) トリアージ
- (3) 救急医療・救護
- (4) 死亡の確認
- (5) 死体の検案

（医薬品等の供給）

第5条 医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として各病院が所有し、又は備蓄するものを使用する。

（報告）

第6条 医療救護活動を実施した場合、乙は、医療救護活動に関する業務の実績を甲に報告するものとする。

（費用の弁償等）

第7条 甲は、別途支弁されるものを除き、この協定に基づく医療救護活動に乙が要した費用を弁償するものとする。

2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 傷病者の搬送・転送等に要する人件費及び諸経費
- (2) 第4条・第5条の定めるところにより発生した経費
- (3) 医療救護活動により生じた病院施設及び設備の損傷の修復に係る経費
- (4) 医療救護活動に従事した者が、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

(医事紛争)

第8条 医療救護活動の実施により、医療機関と傷病者との間に医事紛争が生じた場合、乙は、速やかに甲に報告するものとする。

(防災訓練への協力)

第9条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議して別に実施細目を定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年3月30日

甲 川 崎 市
川崎市長 阿 部 孝 夫

乙 川崎市中原区今井上町34番地 和田ビル3階
社団法人 川崎市病院協会
会 長 渡 邊 嘉 久

10 川崎市と神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部との災害時における応急救護活動に関する協定

【健康福祉局保健医療政策部災害医療対策担当】

川崎市（以下「甲」という。）と公益社団法人神奈川県柔道整復師会川崎支部（以下「乙」という。）は、災害時における応急救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川崎市地域防災計画に基づき甲が行う救護活動（以下「救護活動」という。）を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

- （1）傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する業務の範囲）の実施
- （2）傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

2 乙が医療救護所において行う応急救護は、医療救護所の医師の指示により実施するものとする。

（費用の弁償等）

第3条 甲は、この協定に基づく応急救護活動に乙が要した費用を弁償するものとする。

2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものをいう。

- （1）応急救護活動の派遣に要する人件費及び諸経費
- （2）応急救護活動に携行した衛生材料等を使用した場合のその費用
- （3）応急救護活動に従事した者が、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

（防災訓練への協力）

第4条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（応急救護活動計画の策定及び提出）

第5条 乙は、応急救護活動を実施するために、災害時応急救護活動計画を策定し、この協定締結後、速やかにこれを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害時応急救護活動計画を策定するに当たっては、甲との密接な連携のもとに行うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し・甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

(適用)

第7条 川崎市と神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部との災害時における応急救護活動に関する協定（平成8年10月17日締結）は、廃止する。

2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年3月13日

甲 川崎市
川崎市長 福田 紀彦

乙 公益社団法人 神奈川県柔道整復師会川崎支部
支部長 関口 浩

1 1 川崎市と川崎地区ケア輸送連絡会との災害時等における業務協力に関する協定

【健康福祉局保健医療政策部災害医療対策担当】

川崎市(以下「甲」という。)と川崎地区ケア輸送連絡会(以下「乙」という。)は、災害が市内に発生し又は発生のおそれがある場合(以下「災害時等」という。)における、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するための業務協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、川崎市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動を円滑に実施するために、乙の協力を得ることについて必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる業務の実施について協力するよう努めるものとする。

- (1) 乙の車両による患者等搬送業務
- (2) 甲が行う防災訓練への参加
- (3) その他協力可能な業務

(協議)

第3条 この協定の実施に関し疑義が生じた場合及び協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年3月1日

甲 川崎市
川崎市 長 阿部 孝夫

乙 川崎市幸区小倉816番地
株式会社 丸武興産内
川崎地区ケア輸送連絡会
代表 阿久津 信儀

1 2 災害時の動物救援活動に関する協定書(川崎市獣医師会)

【健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当】

川崎市（以下「甲」という。）と公益社団法人川崎市獣医師会（以下「乙」という。）は、川崎市域において災害が発生した時（以下「災害時」という。）に動物救援活動を実施するために、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の動物救援活動について、乙が応援、協力すること（以下「応援活動」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条 応援活動の対象となる動物は、犬、猫とする。

2 前項に定めのない動物を応援活動の対象とする場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（応援活動の依頼）

第3条 甲は、災害時の動物救援活動を実施する上で必要があると認めたときは、乙に対して応援活動を依頼するものとする。

（応援活動）

第4条 前条の規定により甲から依頼があった場合、乙は川崎市動物救援本部を設置するものとする。

2 乙は災害時に、その会員の保有する施設を動物救護病院とし、負傷動物の保護収容及び治療に努めるものとする。動物救護病院は保護収容した飼い主不明の動物の情報を、動物救護病院の所在する区の保健福祉センター衛生課に提供するものとする。

3 乙は、災害時に飼育困難になった動物の一時保管等について相談に応ずるものとする。

4 乙は災害時に、その会員をもって被災動物の健康相談等、動物救護活動に必要な措置に努めるものとする。

5 その他甲あるいは乙が必要と認める措置について努めるものとする。

（平常時の連携等）

第5条 甲及び乙は、救援活動の円滑な実施に必要な連携を図るため、平常時から適宜、連絡会や研修会等を開催する。

（連絡責任者等）

第6条 応援活動に関する連絡調整の責任者は、甲においては健康福祉局健康安全部長とし、乙においては公益社団法人川崎市獣医師会会長とするものとする。

（必要物資等の確保）

第7条 甲及び乙は、応援活動に必要となる物資を備蓄することに努め、その物資保管施設は甲乙双方が確保するよう努めるものとする。

（応援活動の停止）

第8条 乙は、応援活動の実施が極めて困難又は不可能な場合は、甲に対して応援活動等の依頼の解除を申し入れることができるものとする。

2 甲は、前項の申し入れがあった場合は、乙と協議の上、応援活動等の依頼を解除することができるものとする。

第9条 甲は、必要に応じて、乙と協議の上、応援活動等の依頼を解除することができるとする。

(応援活動の報告)

第10条 乙は、応援活動等を実施したときは、第6条の規定によりその旨を甲に報告する。また、乙は、応援活動の終了後は活動実績を甲へ報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙からの申し出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月31日

甲 川崎市
川崎市長 福田 紀彦

乙 川崎市中原区今井上町34番地
公益社団法人川崎市獣医師会
会長 竹原 秀行

1 3 災害時における動物救援活動の協働実施に関する協定書 (日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会)

【健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当】

川崎市（以下「甲」という。）と、公益社団法人日本動物福祉協会（以下「乙」という。）及び公益社団法人日本愛玩動物協会（以下「丙」という。）は、川崎市域において大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災動物の救援活動を協働により実施するため、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の動物救援活動について、乙及び丙が支援、協力すること（以下「支援活動」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条 支援活動の対象となる動物は原則、犬、猫とする。

2 前項に定めのない動物を支援活動の対象とする場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（支援活動の要請）

第3条 甲は、災害時の動物救援活動を実施する上で必要があると認めたときは、乙及び丙に対して支援活動を要請するものとする。

（支援活動）

第4条 前条の規定により甲の要請があった場合、乙及び丙は川崎市動物救援本部の設置等を支援するものとする。

2 乙及び丙は、その会員をもって川崎市動物救護センター等における被災動物の収容及び健康管理を支援するものとする。

（平常時の連携等）

第5条 甲、乙及び丙は、支援活動の円滑な実施及び防災訓練等に必要な連携を図るため、平常時から適宜、連絡会や研修会等を開催する。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年8月30日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市長 阿部 孝夫

乙 東京都品川区西五反田8丁目1番8号 中村屋ビル4階

公益社団法人 日本動物福祉協会

理事長 山下 眞一郎

丙 東京都新宿区信濃町8番地1号

公益社団法人 日本愛玩動物協会

会長 東海林 克彦

1 4 大規模災害時における川崎市指定動物救護センター開設に関する協定書

【健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当】

川崎市（以下「甲」という。）と株式会社平和会（以下「乙」という。）は、川崎市域において大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における「動物救護センター（以下「センター」という。）」として開設する場所について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲が災害時にセンターとして開設する乙が所有する第2条に定める土地（以下「本物件」という。）について、甲が管理、運営することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（開設場所）

第2条 センターとして使用する本物件は、次のとおりとする。

名称 平和会ペットメモリアルパーク

所在地 横浜市青葉区美しが丘西二丁目 15 番 1～4

乙が指定する敷地（川崎市麻生区王禅寺 1183）に隣接した一部
（添付図面に網掛けで示した部分）

（施設の使用）

第3条 甲は、第2条に掲げる本物件をセンターとして使用する場合には、開設前に乙に使用連絡書（第1号様式）により連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により連絡を行い、後日速やかに使用連絡書を送付するものとする。

（使用期間）

第4条 センターとして使用する期間は、災害時に動物救護活動を実施するうえで、必要となったときから終了するまでとする。なお、使用期間については、甲乙協議のうえ決定及び変更することができる。また、甲は使用終了にあたっては開設場所を原状復帰して乙へ返却するものとする。

（使用範囲及び使用料）

第5条 甲がセンターとして使用する本物件は、予め乙が指定した範囲とするが、甲乙協議のうえ変更することができるものとする。また、乙は、甲がセンターとして本物件を使用するにあたっては土地の使用料を免除する。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議をして定めるものとする。

（協定の期間及び更新）

第7条 この協定は甲と乙が締結した日から効力を発し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年 3月 1日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市長 福田 紀彦

乙 川崎市麻生区王禅寺1183

株式会社 平和会 代表取締役 若月 一朗